

薬生食輸発0913第1号
令和3年9月13日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和3年9月2日付け薬生食輸発0902第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁からパツリンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正し、別表1を別紙のとおりとするので御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
オーストラリア	りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用りんご果汁	-	パツリン	(1)缶入りまたはカートン入りで内容量4.5kg以上のものについては別表1の10によること。 (2)(1)以外のものについては、別表1の11によること。	平成26年12月22日付け食安発1222第5号「清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る試験法について」によること。	基準値(0.050ppm)を超えるパツリンが検出されるおそれがあるため。

を追加する。